

生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定業務仕様書

1 業務名

生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定業務

2 目的

本市では、「生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「現計画」という。）を、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間として策定し、廃棄物の減量および啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

しかしながら、現計画策定以降、物価高騰や新型コロナウイルス感染症の影響、プラスチック資源循環促進法の施行など、社会情勢は大きく変化しており、本市におけるごみ排出状況にも影響を及ぼしている。家庭系ごみについては、人口減少の影響により排出量の減少が一定程度進んでいるものの、一人当たりの排出量は近年横ばいで推移しており、令和5年度の目標値には到達していない。一方、事業系ごみの排出量は、計画を上回るペースで減少している。また、家庭ごみの組成調査においては、依然として食品ロスの割合が高く、新たな課題への対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、本市では令和7年度に現計画の中間見直しを実施する。本見直しでは、社会経済情勢の変化や国の政策動向、本市の環境関連施策の進捗状況を整理し、家庭系ごみおよび事業系ごみそれぞれの課題を明確化する。あわせて、ICTの活用や業務の効率化を図るデジタルトランスフォーメーション（DX）に加え、「5R（Refuse・Reduce・Reuse・Repair・Recycle）」の実践的な取組の視点も取り入れ、限られた人材や財源の中でも持続可能なごみ処理体制の構築を目指す。

今後は、市民や関係団体との連携を一層強化しつつ、基本目標の達成に向けた具体的な施策の見直しを行い、より実効性の高い廃棄物処理行政の推進を図るものである。

3 履行場所

生駒市

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定に必要な次の業務（以下「本業務」という。）を行う。

（１）計画の改定に向けた基礎調査等

ア 国や県の動向等の調査

計画の見直しを進めるに当たり、国や県の関連する計画や施策、また、世界的な動向等について把握し、計画に関する情報を整理する。

イ 廃棄物減量施策における課題抽出

本市で現在取り組んでいる廃棄物減量施策に関して、分別種類等の分野ごとに課題の抽出を行う。課題の抽出にあたっては、現計画との整合性を図りつつ分析、評価し、生駒市総合計画及び環境基本計画等の上位計画、本市の関連計画等との関係、進捗状況を踏まえて整理すること。

ウ 廃棄物減量施策における進捗状況の調査

現計画や分別種類等の分野ごとの関連計画における成果指標や達成目標等を目標年次ごとに整理するとともに、現時点の達成状況を整理すること。

また、他自治体等で実施されていて本市で実施していない取組についても整理するとともに、本市での実施の場合の実現性について検討を行うこと。

- (ア) 達成目標の整理
- (イ) 達成目標の実現性検討
- (ウ) 各分野における対策の整理

エ 市民等意識調査

市民や事業者を対象として、ごみの減量や資源化の取組状況や取組意向、市の施策や広報に関する意識や協力意向等についてアンケートを実施し、その分析を行うことにより、市民の特性や課題等を把握する。

- (ア) 調査対象 市民1,500人（住民基本台帳より抽出）、事業者100事業所
- (イ) アンケート調査票の作成
- (ウ) 調査票の印刷・発送・回収
- (エ) 調査結果の集計・分析

※(ア)、(ウ)の調査票の印刷・発送に関しては本市で行うものとする

オ 廃棄物減量施策における計画体系の整理

ア～エの基礎調査結果を元に、本市で効果的に実施が可能な減量施策について計画体系に即して整理し、とりまとめる。

(2) 市民等の意見集約のための検討組織の運営支援

ア 検討組織の運営支援

生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定懇話会（以下「懇話会」という。）は

本市が設置し、市民、市民団体、事業者等の意見を集約する場とする。受託者は、懇話会の開催に向けた資料の作成、会議の進行補助、コーディネーター業務を担い、円滑な議論を支援すること。また、会議の議事録を作成し、出された意見を整理・分析したうえで、計画の見直しに反映する方法を提案すること。

イ 会議の運営案の提案

会議の運営形式、検討の対象、意見集約の方法等の運営案を提案すること。

※ 検討組織の想定：本市が設置する懇話会において、全体会議を参加者10名程度で計2回開催する予定とする。加えて、個別の打合せを参加者2名程度で計2回程度実施するものとする。

ウ 市民等意識調査の反映

上記の他に市民、市民団体、事業者等の意見をより効果的に集約・反映できる手法がある場合は、提案すること。

(3) 計画の改定案の作成

ア 計画の改定案の作成

(ア) 目指すべき都市像の見直し

「生駒市総合計画」「生駒市環境基本計画」「生駒市SDGs 未来都市計画」その他本市の市政運営の基本的な方針、関連計画等を踏まえ、環境分野で目指すべき都市像について見直し、検討・提案すること。

(イ) 施策体系の整理、見直し

(ア) で設定した都市像の実現のために、取りうるべき施策の体系及び項目について見直し、検討・提案すること。

各施策については、これまでの生駒市の取組を踏まえ、現状と課題、目標、施策の方向性を整理し、施策の方向性については、国の示すべき方針及び「生駒市総合計画」「生駒市環境基本計画」その他の本市における関連計画との整合を取りながら検討すること。

(ウ) 各施策における取組の整理、見直し

(イ) で整理した各施策の目標達成に向けて、取りうるべき対策を見直し、検討・提案すること。

その際、現在実施している施策についての展望を検討するとともに、必要に応じて新たな対策についても提案を行うこと。

新たな対策については、他自治体等の先進的事例を参考とする他、本市の地域条件、制度等を踏まえた独自の取組についても検討を行うこと。また、検討された各対策について、新計画において直接位置付ける重点的なプロジェクト、関連計画に

において展開を図る取組等の区分の基本的な考え方を整理し、検討組織等の意見を踏まえて分類・提案すること。

(エ) 各施策の進捗管理方法の見直し

各施策における取組を効果的・効率的に進めるための進捗管理方法について見直しを行い、提案すること。

その際、各施策における目標や成果指標を設定するほか、計画策定後にそれらの達成状況を管理するとともに、一層の推進を図れるようなスキームについて検討を行うこと。

イ 計画改定案の作成に当たっての留意事項

計画改定案の作成に当たっては、次の事項に留意して実施すること。

- (ア) 市民が主体となった具体的なプロジェクトを中心に構成する現計画の特色、成果等を十分に踏まえた構成、内容等を検討すること。
- (イ) 基礎調査の結果を踏まえ、素案を作成したうえで、懇話会において市民、市民団体、事業者等の意見を聴取し、議論を重ねた内容を基に計画改定案を作成すること。
- (ウ) 計画改定案については、生駒市環境基本計画の調査審議を担う附属機関である「生駒市環境審議会」に諮り、審議結果を踏まえた微調整を行い、本市が指定する時期までに最終的な計画改定案を取りまとめること。
- (エ) 本市が実施するパブリックコメント手続等による意見、質問等を踏まえた検討を行うこと。

(4) 環境審議会、パブリックコメント、議会对応等への支援

ア 生駒市環境審議会へ出席し、必要な支援を行うこと

イ パブリックコメントによる意見、質問等への回答作成支援

ウ 計画見直し案に関する議会への説明資料の作成支援

(5) 打合せ協議・資料作成

業務遂行にあたり、必要に応じて打合せを行うこと。

6 策定までのスケジュール

令和7年6月上旬	契約締結
7月上旬	第1回懇話会
10月中旬	第2回懇話会
11月上旬	環境審議会（素案の評価について）
12月下旬～令和8年1月中旬	パブリックコメント
3月	計画策定

7 成果品

- (1) 生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和7年改定版） 電子データ一式
- (2) 生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画概要版 電子データ一式
- (3) その他の必要となる資料 電子データ一式

8 その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び本委託契約に基づき、発注者と綿密に連絡を取り、その指示等に従い誠実に業務を遂行しなければならない。
- (2) 本委託契約等に関する協議や各種打合せに要する経費は、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (4) この業務に関して収集された情報、著作権及び著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容等に疑義が生じた場合には、発注者及び受託者協議の上、取り決めるものとする。